

○ 室蘭市病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

平時からの感染症病床を確保するため、一般病床の数を改めるもの

2. 条例改正の概要

新興感染症への平時からの取組として、感染症病棟を専用病棟として確保し、現在の外来化学療法室を一般病棟に移設して専用室として用いるため、一般病床の一部廃止を行うもの。

○病床数

改正前		改正後	
一般病床	401床	一般病床	379床
精神病床	120床	精神病床	120床
結核病床	24床	結核病床	24床
感染症病床	4床	感染症病床	4床

3. 施行期日

公布の日から施行する。